別表十四(六)の記載要領等１の中「、法人が法」の次に「第62条の７第１項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）(同条第３項において準用する場合を含む。)、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第６号において「令和２年旧法」という。)」を、「この号」の次に「及び第６号」を加え、「法第81条の３第１項」を「令和２年旧法第81条の３第１項」に、「(法」を「(令和２年旧法」に改め、「限る」の次に「。第６号において同じ」を加え、同様に中「令第123条の８第12項（」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この号において「令和２年旧令」という。)第123条の８第12項（」に改め、同中「「(1)の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額　(9)」及び「(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額　(12)」」を「「(1)の期間における特定引継資産の譲渡等による損失の額　(9)」及び「(1)の期間における特定保有資産の譲渡等による損失の額　(12)」」に、「それぞれ令」を「それぞれ令和２年旧令」に改め、同中「「(1)の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額　(10)」及び「(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額　(13)」」を「「(1)の期間における特定引継資産の譲渡等による利益の額　(10)」及び「(1)の期間における特定保有資産の譲渡等による利益の額　(13)」」に、「それぞれ令」を「それぞれ令和２年旧令」に改め、同表の記載要領等に次の四号を加える。

３　「前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額（前期以前の対象期間の(6)）」(19)の欄は、令和４年４月１日前に終了した事業年度における法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和２年財務省令第56号）第１条の規定による改正前の法人税法施行規則（次号において「令和２年旧規則」という。)別表十四(六)「21」の金額を含めて記載すること。

４　「前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額（前期以前の対象期間の(7)）」(26)及び「前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額（前期以前の対象期間の(7)）」(34)の各欄は、令和４年４月１日前に終了した事業年度における令和２年旧規則別表十四(六)「28」及び「36」の金額をそれぞれ含めて記載すること。

５　「前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額（前期以前の対象期間の(7)）」(26)の欄は、当該事業年度前の各事業年度において別表十四(九)「５」の欄に金額の記載がある場合（法第64条の14第５項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用がある場合に限る。)には、当該金額を含めて記載すること。

６　令和２年旧法第62条の７第１項若しくは平成29年旧法第62条の７第１項の規定の適用を受ける場合又は令和２年旧法第81条の３第１項の規定の適用を受ける場合には、「対象期間」とあるのは、「適用期間」として記載すること。

別表十四(六)右表１の表中「特定資産譲渡等損失額の特例に係る特定引継資産又は特定保有資産の別」を「特定資産譲渡等損失額からの控除額の計算に係る特定引継資産又は特定保有資産の別」に改め、同表の記載要領等１の中「が令」の次に「第123条の８第２項第５号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)(同条第９項において準用する場合を含む。)、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この号及び第３号において「令和２年旧令」という。)」を加え、「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「令和２年旧法」という。)」に、「(令」を「(令和２年旧令」に、「により法」を「により令和２年旧法」に改め、同様に中「に法」を「に令和２年旧法」に改め、同様に中「が令」の次に「第123条の９(特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）若しくは令和２年旧令」を加え、「が法」を「が令和２年旧法」に、「(令」を「(令和２年旧令」に改め、「、令」の次に「第123条の９第１項第１号若しくは令和２年旧令」を加え、「同条第９項第１号」を「令第123条の９第10項第１号若しくは令和２年旧令第123条の９第９項第１号」に改める。